

八戸市多文化共生推進審議会について

1. 設置目的

外国人住民数が県内市町村で最多であり、年々増加傾向にある当市において、国籍にかかわらず全ての住民が互いの文化や習慣等を尊重し、対等な関係を築きながら共に暮らせるまちづくりを推進するため、有識者や関係団体の代表者、住民等の意見や助言を聴取し、当市の多文化共生推進施策に反映させることを目的に設置するもの。

2. 職務

- ①「八戸市多文化共生推進プラン」について重要な事項の調査審議を行う。
- ②多文化共生の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して意見を述べる。

3. 委員構成

委員は学識経験者、関係団体の代表者、公募に応じた者等のうちから 15 人以内で組織する。

4. 任期

就任の日から 2 年以内（第 1 期は令和 7 年 7 月～令和 9 年 6 月を予定）

5. 事務局

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 国際交流グループ

6. 会議の内容

（1）令和 7 年度

「八戸市多文化共生推進プラン」の策定に向けて、年 4 回程度の会議を開催。

（2）令和 8 年度

「八戸市多文化共生推進プラン」に基づいて行われる諸施策についての意見や助言を聴取し、取組に反映させるため、年 2 ～ 3 回程度の会議を開催。